

個人情報保護法改正に伴う滋賀県個人情報保護条例等の見直し結果等について

1 滋賀県個人情報保護法改正に伴う滋賀県個人情報保護条例等の見直し結果等について

(1) 昨年度の審議状況

(ア) 令和 4 年 6 月 15 日 第 4 回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
滋賀県個人情報保護条例(以下、「旧条例」という。)等の見直しについて、個人情報保護部会に委任し、審議することとなった。

(イ) 個人情報保護部会での審議

- ・ 令和 4 年 7 月 26 日 第 4 回個人情報保護部会
旧条例等の見直しについて審議した。
- ・ 令和 4 年 8 月 31 日 第 5 回個人情報保護部会
旧条例等の見直しについて審議し、意見を取りまとめた。

(2) 個人情報保護部会における意見書

概要は次のとおりです。詳細は別紙 1 のとおり。

- ・ 個人情報保護法による作成および公表義務がない個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿を作成することが適切である。なお、その場合には、個人情報取扱事務登録簿制度は廃止すべきであると考えられる。
- ・ 個人情報開示請求に係る決定の期限については、改正法に合わせて 30 日にすることが適当である。その場合であっても、15 日以内に開示決定をするよう内部における努力義務を置くべきである。
- ・ 保有個人情報開示請求に係る手数料については、徴収しないこととする。また、開示の実施に要する費用については、現在と同等の額とすることが適当である。
- ・ 情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報および当該情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を非公開情報とするとともに、裁量的公開の対象から除外することが適当である。

(3) 施行した条例

審議会でもいただいた御意見を踏まえて、滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年滋賀県条例第 4 号)を制定(詳細は別紙 2 を参照)し、滋賀県情報公開条例(平成 12 年滋賀県条例第 113 号)を改正しました。

2 審議会審査部会の今後の諮問案件の割り振りについて

令和5年7月現在、旧条例に基づく決定に係る審議会への諮問案件は、審議中の案件も含めて、5件係属中です。

旧条例については廃止され、今後は法律に係る審査請求、諮問がされることから、旧条例案件については優先的に答申、裁決をしていくことが望ましいと考えます。

審査部会分科会における諮問案件の割り振りについては、情報公開・個人情報保護案件に関わらず、諮問受付順に割り振ることを基本としておりますが、旧条例案件については同一の委員による集中的な審議が効率的であると考えます。

今後は、令和2年度以降個人情報保護案件を担当していただいております第一分科会で旧条例諮問案件を担当することとし、旧条例案件が終了するまでは、現在係属中の情報公開案件を除き、第一分科会は旧条例案件のみを集中的に審議することとしてよろしいか伺います。

● 現在

第一分科会	情報公開案件
	旧条例案件
第二分科会	情報公開案件

● 旧条例案件終了時まで

第一分科会	旧条例案件(優先)
第二分科会	情報公開案件



3 個人情報の取得の制限について

昨年度の全体会で会長から御発言がありました個人情報の取得について、旧条例においては第6条において個人情報の取得の制限の規定があり、第6条第1項第8号や第6条第2項ただし書において当審議会の意見を聴いた上で実施機関が認めるときは取得できるとの例外規定がございました。

令和5年4月からの個人情報の保護に関する法律における、行政機関における個人情報の取得については、第64条において「行政機関等の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と規定されております。

不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供するよう強要し、これを取得する場合等が挙げられています。

このように旧条例とは異なり、現在は審議会にお聴きした上で個人情報を取得するという仕組みはなくなったところがございます。県民情報室としましては、偽りその他不正の手段による個人情報の取得をしてはならない旨、引き続き周知していきたく存じます。

個人情報保護に関する法律の改正に伴う
滋賀県個人情報保護条例等の見直しに関する意見

令和4年8月31日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

はじめに

滋賀県では、平成7年3月に、21世紀に向け、人の時代、活力創造の郷土づくりをめざしており、個人情報保護を重要な行政課題の一つと位置付け、「滋賀県個人情報保護条例」（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）を制定、同年10月から施行した。

そして、国において、平成15年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）および「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が制定されたことに伴い、条例についても、法の基本理念や個人情報保護施策を踏まえた改正を行い、今日まで、県の実施機関および事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を図り、県民の権利利益の保護に努められてきたところです。

その後、高度情報社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの円滑な利活用の促進により、新産業・新サービスを創出するための環境整備を行うことを目的として、個人情報保護法が平成27年9月に改正され、また、行政機関個人情報保護法が平成28年5月に改正されたことを受け、知事から意見を求められたことにより当審議会の前身となる旧滋賀県個人情報保護審議会が条例の見直しについて審議し、平成29年3月30日に「滋賀県個人情報保護条例に関する意見」を発出しております。

さらに、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において、個人情報保護法が改正（以下「改正法」という。）されたことに伴い、地方公共団体の個人情報制度についても全国的な共通ルールが適用され、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。このため、知事から条例の見直しおよび滋賀県情報公開条例（昭和62年滋賀県条例第37号。以下「情報公開条例」という。）の整合を図る必要があることから、意見を求められたところであり、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会全体会において、当該審議を個人情報保護部会に委任され、審議・検討を行い、このたび、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う滋賀県個人情報保護条例見直しに関する意見」を取りまとめました。

この度のデジタル社会形成整備法の制定により、滋賀県の個人情報保護制度についても、改正法が適用されることとなりましたが、地方公共団体の責務として、滋賀県においても従来どおり個人の権利利益を保護するための運用が求められております。そのために、改正法の趣旨を尊重した上で個人情報保護制度の一層の充実を図られることを期待いたします。

令和4年8月31日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
会長 佐々木 健

第1 改正法による作成および公表義務のない個人情報ファイルについて

個人情報保護法による作成および公表義務がない個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿を作成することが適切である。なお、その場合には、個人情報取扱事務登録簿制度は廃止すべきであると考えられる。

【説明】

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系化したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）または②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述などにより特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル（手作業処理）に係る個人情報ファイル）をいう（改正法第60条第2項）。

そして、個人情報ファイルについては、本人の個人情報の利用の実態を的確に把握するために原則として「個人情報ファイル簿」（改正法第75条第1項）の作成・公表の仕組みが設けられている。なお、個人情報ファイルについては、本人の数が1,000人も満たない個人情報ファイルについては、法の作成および公表義務から除かれているものの、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げられないとされている。

条例では、個人情報（検索し得るものに限る。）を取り扱う事務については、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することとされている。この趣旨は、当該登録簿によって実施機関自らがその管理する個人情報を明確に把握し、その取扱いをより慎重かつ責任あるものにするとともに県民等が自己に関する情報の所在等を確認し、また自己情報開示請求を適切に行うことができるようにすることを目的としている。なお、個人情報取扱事務登録簿については、改正法とは異なり本人の数による差異はないものである。

改正法では、本人の数が1,000人を超える個人情報ファイルについては、原則として個人情報ファイル簿の作成および公表が義務付けられることとなるが、改正法施行後も個人情報取扱事務登録簿の制度を維持することは可能である。しかし、その場合、個人情報を扱う事務によっては、個人情報ファイル簿の作成および公表義務の対象となるものもあり制度が重複する可能性があることから、本人が個人情報の利用実態を的確に把握するに当たり、また作成に当たっても双方の制度を確認しなければならず制度の重複に伴う煩雑性が考えられる。さらに、事務ごとに作成する個人情報取扱事務登録簿と比較し、

個人情報ファイルごとに作成する個人情報ファイル簿のほうがより明確に個人情報の適正管理を図ることが可能であると考えられる。

このようなことから、改正法により作成および公表義務のない個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿を作成し公表することは望ましいものである。なお、個人情報ファイル簿に記載されていない項目で個人情報取扱事務登録簿に記載されている項目については、個人情報ファイル簿に追加することが適当であると考えられる。

第2 保有個人情報開示請求に係る決定の期限について

個人情報開示請求に係る決定の期限については、改正法に合わせて30日にすることが適当である。その場合であっても、15日以内に開示決定をするよう努力義務を置くべきである。

【説明】

改正法は、保有個人情報開示請求に係る決定期限（以下「開示決定期限」という。）を、原則開示請求があった日から30日以内（初日不算入）としている（改正法第83条第1項）。他方、条例においては、開示決定期限を、開示請求があった日から15日以内（初日不算入）としているところである。

個人情報保護委員会の見解では、開示等の手続に関する事項について、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされているが、期限を改正法より長い期間とすることは許容されないとされており、短縮する分には問題はないとしていることから、条例の開示決定期限を維持することも考えられる。

しかし、個人情報の開示決定に当たって、現在は条例を所管する部署が条例の解釈や不開示情報の判断を示すことで手続を進めていたが、各地方自治体の個人情報保護制度が個人情報保護委員会に一元化されたことに伴い、同委員会に改正法の解釈および判断を照会する必要があることが予想される。また、現在、開示請求者は、本人および法定代理人に限られ、その開示請求手続の方法も原則来庁することで本人確認を厳格に図っていたところであるが、改正法においては、開示請求者に任意代理人が加わり、さらに開示請求手続の方法も郵送等によることが可能となったことから、本人確認や本人の意思の確認に慎重を期す場面も増加すると考えられる。またさらに、事案の移送について、条例では同じ県の実施機関相互でのものだけが規定されていたが、以下、改正法においては、県とは別の行政機関の長等に対し事案の移送が可能となった（改正法第85条）ものである。いずれの場合も開示決定までに要する期間、日数が増加すると予測される。

このような場合においては、15日の開示決定期限について延長決定により対応することも考えられるが、延長決定に係る事務作業等も必要となるので、改正法同様に開示決定期限を30日とすることで、事務の効率化を図ることが適当である。

ただし、開示請求者としては、自己の情報の速やかな開示を望んでいると考えられること、特段改正法による影響がない部分にまでこのような考え方を及ぼす必要はないことから、内部における努力義務としては、条例どおり15日以内を開示決定期限とすることを規定することが適当である。

第3 保有個人情報開示請求および実施に係る費用負担について

保有個人情報開示請求に係る手数料については、徴収しないこととする。また、開示の実施に要する費用については、現在と同等の額とすることが適当である。

【説明】

改正法では、開示請求をする者は、条例の定めにより、実費の範囲内で手数料を納めなければならない（改正法第89条）とされており、個人情報保護委員会の見解では、当該手数料については、手数料条例において算定方法を工夫した適当な額とすること（例として従量制とすること）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること）も可能であるとされている。

他方、条例においては、開示手数料の徴収はなく、開示の実施にあたっては「写しの交付に要する費用を負担」することとされており（条例第27条）、その額については、滋賀県個人情報保護事務取扱要領（平成7年8月7日制定）により定められている。

保有個人情報開示請求という権利は、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度となる。このため、滋賀県では条例を制定した当初から開示手数料の徴収は行っておらず、写しの交付に要する費用として実費相当額の負担を求めてきたところである。

このような経緯を踏まえると、改正法を理由として、開示手数料を求める合理的な理由はなく、引き続き実費相当額と同額の費用を請求者の負担とすることが適当であると考えられる。

第4 行政機関等匿名加工情報制度に係る非公開情報の制定について

情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報および当該情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を非公開情報とするとともに、裁量的公開の対象から除外することが適当である。

【説明】

改正法により、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報である行政機関等匿名加工情報を民間事業者に提供する制度が導入されることとなった（改正法第109条）。そして、民間事業者は、当該制度を利用するに当たっては、その利用に係る手数料を納めることで提供を受けることが可能となる（改正法第119条第3項および第4項）。

現在、情報公開条例においては、行政機関等匿名加工情報および当該情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を非公開情報とする規定はないことから、仮に当該情報が記録された公文書について公開請求をされた場合には、写しの作成に要する費用のみの負担で当該情報を入手することができることとなる。

しかし、改正法が行政機関等匿名加工情報制度に係る手数料を独自に設けた趣旨は、受益者負担の観点から提供を受ける民間事業者がその費用を負担すべきというものであることから、当該手数料の額よりも低い金額で他の事業者が当該情報を利用できることは妥当ではない。さらに、行政機関等匿名加工情報制度は、事業者の提案に応じて行政が審査を行った上で提供していること、個人の権利利益の保護に支障を生じるおそれがない範囲で実施する制度である趣旨から欠格事由が定められており（改正法第113条）、公文書公開請求により何人も当該情報を入手できるとすると改正法の趣旨を没却することに繋がりがねないものである。

このため、改正法の趣旨を斟酌し、情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報および当該情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を非公開情報とするとともに、裁量的公開の対象から除外することが適当である。

(資料)

1 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護部会 名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	職業等	備考
川嶋 四郎	同志社大学法学部・大学院法学研究科教授	
川村 節子	公募委員	
佐々木 健	京都大学大学院 法学研究科教授	部会長
中 睦	弁護士	部会長職務代理者
中島 誉子	滋賀県商工会議所 女性会連合会副会長	
野口 拓	立命館大学 情報理工学部教授	
山仲 幸	元滋賀県総合教育センター所長	

2 滋賀県個人情報保護審議会審議経過

回	開催日	審議内容
第3回 個人情報保護部会	令和4年2月14日	概要説明
第4回 全体会	令和4年6月15日	概要および検討事項について説明を受ける 審議を個人情報保護部会に委任される
第4回 個人情報保護部会	令和4年7月26日	検討事項について審議する
第5回 個人情報保護部会	令和4年8月31日	検討事項について審議する 意見の取りまとめを行う

○滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月22日

滋賀県条例第4号

滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者および病院事業管理者ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第6条において同じ。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成および公表)

第3条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイル（法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなるものを除く。以下この条において同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第3項および第4項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称および個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録されている項目（次項第8号および第3項において「記録項目」という。）および本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第8号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（次号および第7号ならびに次項において

「記録情報」という。)の収集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 法第76条第1項、第90条第1項または第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称および所在地
 - (9) 法第90条第1項ただし書または第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査または公訴の提起もしくは維持のために作成し、または取得する個人情報ファイル
 - (3) 当該実施機関の職員または職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの（当該実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (6) 資料その他の物品もしくは金銭の送付または業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付または連絡の相手方の氏名、住所その他の送付または連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、または取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部または一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目および記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (9) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部もしくは同項第5号もしくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、または個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部もしくは事項を記載せず、またはその個人情報ファイルを条例

個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

- 4 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

(費用の負担)

第4条 法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 法第89条第2項の条例で定める額は、零円とする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第5条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第6条 実施機関(県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)

は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、または廃止しようとする場合
(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する規則その他の規程を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第7条 知事は、毎年度、実施機関における法およびこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。